

IV 健康管理コース

有期契約労働者等に対して法定外の健康診断制度を新たに規定し、実施した事業主に対して助成するものであり、健康管理体制の強化を通じた有期契約労働者等のキャリアアップを目的としています。

対象となる措置

本助成金（コース）は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、実施ガイドライン（※1）に沿って、1の対象労働者に対して2と3の措置を実施した場合に受給することができます。

※1 ガイドラインとは「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/dl/gaidelines.pdf

1 対象労働者

本助成金（コース）における「対象労働者」は、申請事業主が雇用する次の（1）または（2）のいずれかに該当する労働者です。なお、短時間労働者または申請事業主が派遣元事業主である場合の派遣労働者は、その雇用契約期間に応じて（1）または（2）として取り扱われます。

（1）有期契約労働者

（2）無期雇用労働者（※2）

※2 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇（就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格等の労働条件が適用されることなど長期雇用を前提とした待遇）を受けていない労働者

2 キャリアアップ管理者の配置・キャリアアップ計画の認定

ガイドラインに沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、「キャリアアップ計画」を作成して、それについて管轄の労働局長の認定を受けたこと

3 健康診断制度の導入

2のキャリアアップ計画に基づき、次の（1）～（4）のすべてを満たす法定外の健康診断制度を規定し、実施したこと

（1）対象労働者を対象とした、次の①～④のいずれかに該当する健康診断（※3）の制度をキャリアアップ計画期間中に新たに労働協約または就業規則に規定したこと（※4）

※3 労働安全衛生規則第43条・44条により事業主に義務付けられているものでないもの

※4 当該制度が適用されるための合理的な条件および事業主の費用負担が労働協約または就業規則に明示していること

① 雇入時健康診断

② 定期健康診断

③ 人間ドック

④ 生活習慣病予防検診

（2）（1）の健康診断を、対象労働者の延べ4人以上に実施したこと

（3）支給申請日において（1）の健康診断の制度が継続していること

（4）健康診断等の費用を次のとおり負担したこと

① 雇入時健康診断および定期健康診断については、事業主が費用の全額を負担したこと

② 人間ドックおよび生活習慣病予防検診については、事業主が費用の半額以上を負担したこと

対象となる事業主

本助成金（コース）を受給する事業主は、次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット8～9ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと
そのうち特に次の点に留意してください。
(1) 上記「対象となる措置」に示す措置を受ける対象労働者の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）、およびその措置の状況を明らかにする書類等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること

支給額

本助成金（コース）の支給額は、1事業所当たり30万円（40万円）です。

注（ ）内は中小企業事業主の場合（中小企業事業主の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照）

受給手続

本助成金（コース）を受給しようとする申請事業主は、次の1～2の順に手続きをしてください。

1 キャリアアップ計画の提出

ガイドラインに沿ってキャリアアップ計画（※5）を作成し、健康診断制度を導入する前に、必要な書類を添えて（※6）、管轄の労働局（※7）に提出し、管轄の労働局長の認定を受けてください。

※5 本計画は、3年～5年程度の計画であり、ガイドラインに沿って、おおまかな取り組みの全体の流れ（対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等）を記載します。

※6 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※7 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

2 支給申請

基準日（延べ4人目の健康診断を実施した日）の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて（※6）、管轄の労働局（※7）へ支給申請してください。

利用にあたっての注意点

本助成金（コース）の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Fにご留意ください。

本助成金（コース）の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。